

第 23 回

角田市農業委員会総会議事録

令和7年4月25日

第23回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年4月25日(金) 午後1時30分～午後3時50分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

3. 議事日程

- | | | |
|----|---------|---------------------------------|
| 第1 | 報告第47 | 合意解約について |
| 第2 | 報告第48 | 農地形質変更届出について |
| 第3 | 第113号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 第114号議案 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 第5 | 第115号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第6 | 第116号議案 | 非農地証明願いについて |
| 第7 | 第117号議案 | 農用地利用集積等促進計画(権利の移転関係)の認可申請について |
| 第8 | 第118号議案 | 農用地利用集積等促進計画(案)について |
| 第9 | 第119号議案 | 角田市農業委員会における令和7年度最適化活動の目標設定について |

4. 出席委員 (13名)

1番 阿部 實	2番 笹森 裕市	3番 山本 重人	4番 阿部 和郎
5番 加藤 隆	6番 星 政広	7番 加藤 久子	8番 森 富夫
9番 熊谷 繁寿	10番 穴戸 明美	11番 遠藤 信悦	12番 堀米 一郎
14番 小丸 等	15番 遠藤 裕一		

5. 欠席委員 (2名)

13番 佐藤進一郎 14番 小丸 等

6. 説明等のための出席者 (9名)

農地利用最適化推進委員

柄目 利徳	齋藤 巧一	黒田 栄喜	馬場 紀男
佐藤 昭典	村上 貞悦		

事務局

局長 加藤 満 主幹兼係長 藤巻 和広 主査 齋藤 茜

7. 議事参与を制限された委員 (2名)

黒田 栄喜	第116号議案	2番
15番 遠藤 裕一	第118号議案	61番

議 事

議 長

それでは、ただいまから第23回角田市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、13番佐藤進一郎委員、14番小丸 等委員から欠席の届出がございました。

本日の出席委員は、13名でございます。

(会長あいさつ)

(加藤局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)

議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方から指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に5番加藤 隆委員、7番星 政広委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは報告に入ります。

報告第47 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり報告する。

令和7年4月25日報告 角田市農業委員会 会長 遠藤裕一

以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたします。

事務局の説明をお願いします。

齋 藤 主 査
議 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、次に移ります。

報告第48 農地形質変更届出について

角田市農地形質変更届出指導要綱第4による農地形質変更届出書の提出があったので下記のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

藤 巻 係 長
議 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、報告を終わらせていただきます。

議案に入る前に、前回の総会におきまして、山本重人委員から他何名という記載の仕方をやめて、一筆ごとに記載した方が分かりやすいというご意見をいただきましたので、事務局の方で頑張ってくださいまして、一筆ごとに記載することとしましたので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案の審議に入ります。

第113号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

を議題といたします。

譲渡人

譲受人

外4件より、頭書の規定による所有権移転及び賃貸借権設定の許可申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

事務局の説明をお願いします。

齋藤主査
議長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。現地確認を頂いております。

1番を柄目利徳農地利用最適化推進委員と黒田栄喜農地利用最適化推進委員、2番を齋藤巧一農地利用最適化推進委員、3番を佐藤昭典農地利用最適化推進委員、4番を柄目利徳農地利用最適化推進委員、5番を馬場紀男農地利用最適化推進委員と村上貞悦農地利用最適化推進委員をお願いします。

1番からお願いいたします。

柄目利徳
推進委員

はい。それでは、ご報告申し上げます。

確認日時は4月19日の午前10時半頃でした。

場所ですけれども、角田市内から白石に向かう国道113号のの交差点をの向かい、阿武隈急行線のの入って行ったところであります。

畑で野菜をちょっと作っていました。

排水は、問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長

はい。ご苦労様でした。

それでは、黒田栄喜農地利用最適化推進委員からお願いいたします。

黒田栄喜
推進委員

それでは、ご報告いたします。

確認日時は4月21日の11時頃でした。

場所は、からに向かって行きますと、にかかっている橋がありますけれども、東側の堤防側で、橋の南側です。

堤防に沿った形の畑でした。現在は何も作られていませんけれども、この後、畑として使われるんじゃないかと思います。

隣が、水田ですけれども、盛り土されていて、畑として使うのであれば、特に問題はないものと思われます。以上です。

議長

はい。ご苦労さまでした。

続きまして、2番を齋藤巧一農地利用最適化推進委員から、お願いいたします。

齋藤巧一
推進委員

はい。4月23日の9時20分頃に確認しました。

場所は、から南に1kmほど行ったところで、道路沿いにあるの東側にあります。

畑で、耕作されていて、今、梅の木が若干植栽されています。

譲受人が梅を加工しておりまして、今後も梅を増やしていく計画があるので、問題はないのではないかと思います。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、3番を佐藤昭典農地利用最適化推進委員から、お願いいたします。

佐藤昭典
推進委員

ご報告いたします。

確認日時は、4月19日の9時半頃で、現状は畑となっています。

場所ですけれども、[]から国道113号を挟んで、向いの小高いところ、[]にある2m程の高さがある段々畑となっています。

不耕作ということで、柿の木が5本と法面に赤松が2本あることを確認しました。

田に客土するために、土を取りたいというような譲受人の意向でして、隣接している土地が譲受人の土地になっていますので、他の人の迷惑にはならないような状況です。

問題はないものと確認いたしました。以上です。

議長

はい。ご苦労様でした。

続きまして、4番を柄目利徳農地利用最適化推進委員からお願いいたします。

柄目利徳
推進委員

はい。それでは4番についてご報告申し上げます。

確認日時は4月19日の11時頃でした。

場所は、[]から南に向かって、ぶつかった道路を左に曲がって行ったところの角にあります。

農地の形状は、畑でハウスが建っておりまして、野菜を作っていました。特に問題はないのかなと思って見てきました。

よろしくお願いいたします。

議長

はい。ご苦労様でした。

続きまして、5番について、まず、馬場紀男農地利用最適化推進委員からお願いいたします。

馬場紀男
推進委員

はい。それでは、5番について報告いたします。

4月21日の10時頃に見て参りました。

場所は、[]の[]と[]の道路のちょうど中間になります。

田になっておりまして、周りも全部田になっておりまして、特に問題はないのかなというところでございます。

それから、もう一筆につきましては、[]に入り、すぐ道路の左側のところで、細長い形状をしております。

こちら周りも全部田になっておりまして、特に問題はないものと思います。

以上です。

議長

はい。ご苦労様でした。

同じく5番の他のところについて、村上貞悦農地利用最適化推進委員からお願いいたします。

村上貞悦
推進委員

はい。それでは報告いたします。

確認日は、4月16日の午後3時半頃でした。

からに約300m進んだところを左折したところにあります。

現況は田で、周りも作付けされているような田園風景で、よく管理されているなという印象で受けました。

従いまして、地域との調和票件については、特に支障はなく、権利の取得に当たっても問題はないもの思われます。

以上で終わります。

議長

ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。質問ございませんか。

はい、阿部 実委員。

阿部 実
委員

5番の譲受人の方は、認定農家さんですが、農地中間管理機構での貸し借りでは、金銭でしか認められていないので3条申請になったということですか。

議長
齋藤主査
議長

事務局から、お願いします。

はい。おっしゃるとおりです。

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第113号議案について許可することに決定いたしました。

続きまして、第114号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

申請人

より、頭書の規定による転用許可申請があったので、許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局から、説明をお願いします。

藤巻係長
議長

(議案事項朗読説明)

はい。現地確認をいただいておりますが、現地確認をしていただいた小丸 等委員が欠席でございますので、事務局から現地確認の報告をお願いします。

藤巻係長

はい。では、報告いたします。

先ほど小丸 等委員に電話で確認をいたしました。

4月23日の午後1時半頃、申請者と遠藤信悦委員、堀米一郎委員、小丸 等委員、佐藤裕貴農地利用最適化推進委員、加藤局長と

私で確認いたしました。

場所は、[]から西へ直線距離にして約1.5km離れた畑になりまして、転用目的は農機具の倉庫の敷地になります。

道路に面しており、周りに農地はございませんので、周囲に与える影響はないと判断しまして、この案件は問題はないと思います。

以上です。

議長

現地確認の報告が終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第114号議案について、許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

続きまして、第115号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

譲渡人

譲受人

外15件より、頭書の規定による所有権移転及び使用貸借権設定の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

藤巻係長
議長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。

現地調査を頂いております。

1番から6番を事務局、7番を熊谷繁寿委員、8番は小丸 等委員ですが、欠席ですので事務局から。9番・10番を山本重人委員、11番を森 富夫委員、12番から14番を阿部和郎委員、15番を穴戸明美委員、16番を堀米一郎委員をお願いいたします。

まず1番から6番を事務局からお願いいたします。

藤巻係長

はい。1番です。

4月23日の午後3時頃、藤巻が確認いたしました。

場所は、[]から東に直線距離にして約100m離れた畑になりまして、転用目的は太陽光発電設備の敷地になります。

申請地は、日照などの問題はないと思われます。

雨水は地下浸透です。草刈りは定期的を実施します。近隣に迷惑をかけないことと、問題があった場合は迅速に対応するように話をしております。

なお、工事用通路について、隣接者敷地を使用するので、隣接者にしっかりと説明をするよう指導したところ、事業者が隣接者から隣接者敷地を使用する旨の同意書を取得し、農業委員会に提出がありました。この案件について、特に問題はないと思われます。

次に2番です。

4月23日の午後3時10分頃、藤巻が確認しました。

場所は、[REDACTED]から西に直線距離にして約200m離れた畑になります。

転用目的は、太陽光発電設備の敷地になります。

申請地は、太陽光発電設備が隣接されております。日照などの問題は無いと思われま

す。雨水は地下浸透です。草刈りは定期的を実施します。近隣に迷惑をかけないことと、問題があった場合は迅速に対応するように話をしております。問題は無いと思われま

す。

3番です。

7月23日の午後3時15分頃に、藤巻が確認いたしました。

場所は、[REDACTED]から西に直線距離にして、約150m離れた畑になります。

転用目的は太陽光発電設備の敷地になります。

日照などの問題は無いと思われま

す。雨水は地下浸透です。草刈りは定期的を実施します。近隣に迷惑をかけないことと、問題があった場合は迅速に対応するように話をしております。問題は無いと思われま

す。

次に4番と5番です。

4月23日の午後3時45分頃、藤巻が確認しました。

場所は、[REDACTED]から東へ直線距離にして約400m行った田になりまして、転用目的は、そこに隣接する会社の駐車場の敷地になります。

雨水は地下浸透になります。現在の事業を拡張するということなので、特に隣地にも影響はないというふうに見てきました。

6番です。

4月23日の午後4時頃、藤巻が確認しました。

場所は、[REDACTED]から東南方向に約150から200mくらい離れた畑になりまして、周辺は住宅が建っております。

転用目的は、個人住宅の敷地になります。

周辺農地に与える影響はないと判断してまいりました。

以上になります。

ご苦労様でした。

それでは、7番を熊谷繁寿委員からお願いいたします。

7番について、報告します。

4月23日の午後2時頃に、加藤局長、藤巻係長、遠藤信悦委員、堀米一郎委員、私と佐藤裕貴農地利用最適化推進委員、[REDACTED]

[REDACTED]から1名の7名で確認してきました。

場所は、[REDACTED]の東側の[REDACTED]のすぐ南にあります。

議 長
熊 谷 繁 寿
委 員

先ほど説明がありました2番の案件の南側になります。

現状は、第三者の方が畑を耕作しておりまして、管理しております。

傍に住宅が3棟ありますけども、承諾を得ており、問題はないと思われます。

以上です。

議 長

ご苦勞様でした。

藤 卷 係 長

8番を事務局からお願いいたします。

4月23日の午後1時15分頃に申請者の代理人である行政書士の菅野さん、遠藤信悦委員、堀米一郎委員、小丸 等委員、佐藤裕貴農地利用最適化推進委員、加藤局長、藤巻で確認いたしました。

場所は、[REDACTED]から西に約2km行ったところです。

転用目的は、申請者の個人住宅敷地になります。申請地の奥に、申請者の実家があります。申請地は申請者の父親所有であります。申請地を使用貸借して農地転用いたします。

申請者は、[REDACTED]在住の会社員であり、角田市でも在宅勤務で仕事ができることから、生まれ育った角田市にUターンしてくることを決意したとのことでした。

転用に関する問題はないと思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長

はい。ご苦勞様でした。

山 本 重 人
委 員

続いて9番、10番を山本重人委員からお願いいたします。

まず、9番の現地調査について報告します。

調査日時は、4月23日午前9時20分頃、全体調査委員の遠藤信悦委員、堀米一郎委員、門馬明子農地利用最適化推進委員、事務局の加藤局長、藤巻係長、[REDACTED]の2名、それから私の8名で現場確認いたしました。

場所は、[REDACTED]から[REDACTED]に向かって800mほど行きまして、[REDACTED]があるんですが、その手前、100m弱のところの左側の土地です。

平らな土地でありまして、排水については、自然浸透ということで問題はないと思います。

ただ、ここはL字型になっていまして、南のところの内側の角、そのあたりにフェンスを張る予定ですが、そうすると別の農地に入っていけなくなるので、業者にそこに入るルートを確保するようにフェンスを設置してもらいたい旨のお話をしました。業者の方で農地に入れるようにするということでしたので、問題ないかなと思います。

境界についても、杭が打ってありましたので、問題ないと思われます。

続きまして、10番です。

10番の方は、4月23日の9時5分頃に行いました。

場所は、[]から北に向かって50mほど下ったところ
す。

この場所は、道路からちょっと登るような形の土地でして、そこ
に太陽光発電設備を設置するということでした。

土が崩れやすいというところがありまして、道路のU字溝に土砂
が溜まっているような状態だったので確認したところ、市と話をし
て、業者の方で土を上げるということでした。

私の方で、業者に対し、ここは崩れやすいということを伝えたと
ころ、環境に配慮しながら工事をするということでしたので、今
後、注意して見るようにしますけれども、今の時点では問題はない
というふうに思っております。

皆さんの慎重審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

はい。ご苦労様でした。

続いて11番を森 富夫委員からお願いいたします。

森 富 夫
委 員

11番の件につきましてご説明申し上げます。

調査日は、4月23日の9時50分頃です。

全体調査委員の遠藤信悦委員、堀米一郎委員、齋藤巧一農地利用
最適化推進委員、加藤事務局長と藤巻係長、[]から1名と
私の7名で確認いたしました。

場所は、[]から南に約1km行った[]の住宅の
手前に譲渡人の住宅があるんですけども、その庭先の前の畑にな
ります。

現地は、草刈りされていて、作物は全く作られていない状況で
す。

[]からも了解を得ているということで、特に大きな問題
はないと判断してきました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

はい。ご苦労様でした。

それでは、12番から14番を阿部和郎委員からお願いいたします。

阿 部 和 郎
委 員

はい。それでは、まず初めに12番の案件について報告します。

4月23日の10時20分頃、全体調査委員の遠藤信悦委員、堀米一郎
委員、齋藤巧一農地利用最適化推進委員、[]から1名、事
務局から加藤局長、藤巻係長、それから私の7名で調査を行いました。

場所は、[]があるんですけども、その手前の市道を左
に行ったところ、現在は雑木と梨の木が数本植わっていて、あとは
篠竹が繁茂している再生困難な畑であります。

市道から南の方に斜面になっていて、排水には緩い斜面ですの
で、排水は問題がなく、自然排水でうまくいくんじゃないかなとい

うふうに思っています。

あと、隣地の地権者との同意も進めているそうですが、1人だけ連絡が取れない人がいるそうですが、5月の連休には帰ってくるので、そのときにお話をして了解を得たいというふうに言っていました。許可相当だと思って見てまいりました。

13番と14番については、同日の10時頃に調査を行いました。

の裏側の農道になるんです。そしてその農道がの前を通って東に約100m行った道路の北側になります。

南に面した斜面で、雑木と梅の木があって、篠竹が繁茂していて再生困難な農地であります。隣接の地権者の同意もあるようです。

排水は傾斜地で、道路に土管が設置されていて、その土管を通り流れていくことになります。

許可相当だと思って見てまいりました。

はい。ご苦労様でした。

続きまして、15番を宍戸明美委員、お願いいたします。

15番について報告いたします。

4月23日の10時30分頃から、全体調査委員の遠藤信悦委員、堀米一郎委員、事務局の加藤局長、藤巻係長、馬場紀男農地利用最適化推進委員、それからの担当の方と私の7名で確認しました。

場所は、から寄りに戻りまして、そこからちょっと右に入るところ、ちょうど山の手前側になります。

そこには小屋がありますが、それは撤去するということでした。

太陽光発電設備のための敷地に転用するということですが、太陽光パネルは、奥までではなく、ちょっと手前に設置するということでした。

隣地からも離れているので、問題はないものと思って見てまいりました。

ご審議をお願いします。

はい。ご苦労様でした。

それでは、16番を堀米一郎委員からお願いいたします。

はい。それでは、16番についてご報告申し上げます。

4月23日の午後1時10分頃に加藤局長、藤巻係長、私と遠藤信悦委員、の方1名で確認をしました。

場所は、農免道路沿いにがあります。そこから西に約500m向かいまして、そこから左に曲がったところになります。

現場は、綺麗に管理されている状態になっています。若干の傾斜がありまして、段々になっているような状況の圃場になっています。

排水等については、自然排水で問題はないというふうに見てまいりました。

議 長
宍 戸 明 美
委 員

議 長
堀 米 一 郎
委 員

あと周りには、申請者の自宅が、高いところに建っていますが、周りに対しても問題はないというふうなことで、確認をしてまいりました。

議長

はい。ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。質問ございませんか。

加藤久子
委員長

はい。加藤久子委員。

16番の件ですけれども、1年ほど前に別会社から転用の申請があり、農地転用許可になりましたが、転用許可後に、事業の実施ができないと取下げとなりました。

今回、違う業者から再度転用の申請がありました。

あぶくま川水系角田地区土地改良区から、取り消しになっている数が多くなっているため、農地転用申請の事務をしっかりとほしいと要請されました。

差し支えがなければ、業者が変更となった理由などを聞かせてもらえればと思います。

よろしくお願いいたします。

議長
藤巻係長

事務局の方からお願いします。

はい。では私から。

前回、別業者からの申請で許可になっているのは、加藤久子委員のおっしゃるとおりでございます。

別業者は、事業計画上問題なく実施できるということで、農地転用申請をしてまいりました。どの案件も、工事のことや資金計画のこと、近隣の農地への影響のこと、地域住民とのことなど事業を実施するにあたり、課題があります。

農業委員会事務局では、業者にヒアリングを行い、課題をクリアしたものの申請を受理することになります。

申請者が発言したことが、事務局としては本当だろうとお話を伺うので、調和要件等で不都合がなければ、承認の意見を付して宮城県知事に提出する流れになります。

ですから、前回別業者の許可案件について、申請から許可に至るまでのプロセスの欠陥はございません。

今回、別事業者が農業委員会窓口申請に来た際、前回の取下げ理由を説明し、それでもやれるかどうか確認いたしました。業者によると、地盤が弱いところでも、地盤に見合ったやり方で施工した実績があるので、問題はございませんという回答を受けました。今回は大丈夫と思われます。

議長
加藤久子
委員長

加藤久子委員よろしいですか。

はい。

今、加藤久子委員からお質問が出たように、県の許可後に取り消しという案件が何件かございました。

許可が取り消しになってしまうと、あぶくま川水系角田地区土地改良区としては、精算をして一括で負担金を支払ってもらっている
ので、それを返還するという事務が出てきまして、事務量が増える
ということで、クレームが出てくるということでございます。

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ご
ざいせんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第115号議案について、許可相当の
意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

それでは、次に移ります。

第116号議案 非農地証明願いについて を議題といたします。

願出人 角田市 字 〇〇 〇〇

外2件より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定
するものとする。

なお、関係者がおりますので、2番を除いて事務局の説明をお願い
いたします。

藤 卷 係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

1番を阿部 實委員、3番を穴戸明美委員、よろしく願いいた
します。

阿 部 実
委 員

確認日時は、4月23日の10時45分頃です。

加藤局長、藤巻係長、堀米一郎委員、遠藤信悦委員、私と佐藤利
夫農地利用最適化推進委員の6名で見てまいりました。

〇〇を〇〇へ進んで行って峠の手前です。木が生え
ており、原野化しておりました。皆さんの判断をお願いいたしま
す。

議 長

はい。ご苦労様でした。

それでは3番を穴戸明美委員お願いいたします。

穴 戸 明 美
委 員

3番の案件について、報告いたします。

4月23日の11時10分頃、事務局より加藤局長、藤巻係長、全体調
査委員の遠藤信悦委員、堀米一郎委員、馬場紀男農地利用最適化推
進委員、私の6名で見てまいりました。

場所を説明するのは、難しいところなんですけれども、〇〇
と〇〇の中間あたりのところです。

ここは農地パトロールのときから赤判定になっていたんですが、
今は、木を伐採しているんですけど、非農地として認めてもいいの
かなっていう感じで見てまいりました。

ご審議よろしくお願いします。

議 長

はい。ご苦労さまでした。

2番を除いて現地確認の報告が終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第116号議案については、2番を除いて適当と決定いたしました。

それでは、黒田栄喜農地利用最適化推進委員の退室をお願いいたします。

2番につきまして、事務局から説明をお願いします。

藤 卷 係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

加藤 隆委員、よろしくお願いいたします。

加 藤 隆
委 員

それでは、2番について現地調査報告をいたします。

全体調査委員の遠藤信悦委員、堀米一郎委員、事務局の加藤局長、藤巻係長、私と、牛澤初雄農地利用最適化推進委員、それから申請者とで確認しました。

場所は、[REDACTED]の北側になります。

この場所は、昨年度、太陽光発電設備の敷地に農地転用の申請がありまして、許可された場所です。そのときに境界を明らかにするために、測量会社に依頼したところ、相続している畑が宅地として利用しているということに気がつきまして、今回の申請に至っているということです。

昭和50年頃より宅地として使用しているとのことですので、非農地として認めてよいと思われま。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

2番について、適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第116号議案のうち2番について、適当と決定いたしました。

黒田栄喜農地利用最適化推進委員、入室ください。

続きまして、第117号議案 農用地利用集積等促進計画(権利の移転関係)の許可申請について を議題といたします。

利用権の移転をする者

利用権の移転を受ける者

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

外3件に係る農用地利用集積等促進計画（賃借権又は使用貸借による権利の移転関係）について、令和7年4月8日付けで公益社団法人みやぎ農業振興公社より農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により申請があったので認可、不認可を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

齋藤主査
議長

（議案事項朗読説明）

質問ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ないようなので、認可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

はい。異議なしということで、第117号議案につきましては、認可することと決定いたしました。

議長

続きまして、第118号議案 農用地利用集積等促進計画（案）について を議題といたします。

利用権の設定をする者

利用権の設定を受ける者

外63件に係る農用地利用集積等促進計画について、令和7年4月24日付けで角田市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第4項の規定により意見を求められたので、適否を回答するものとする。

なお、関係者がおりますので、61番を除いて、事務局の説明をお願いいたします。

齋藤主査
議長

（議案事項朗読説明）

はい。ご苦労さまでした。

関係者分を除いて説明は終わりました。

質問ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ないようなので、関係者分を除き、適当と決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

はい。異議なしということで、第118号議案につきましては、関係者分を除き、適当と決定いたしました。

61番につきましては、私に関係がある案件でございますので、退室いたします。

議長は、阿部 實職務代理者をお願いいたします。

阿部 實
職務代理者
齋藤主査
阿部 實
職務代理者

それでは61番について審議します。

事務局の説明をお願いします。

（議案事項朗読説明）

説明は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようなので、適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第118号議案のうち61番について、適当と決定いたしました。

会長、お入りください。

議 長

続きまして、第119号議案 角田市農業委員会における令和7年度最適化活動の目標設定について を議題といたします。

農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)第1の2の規定により、別紙のとおり角田市農業委員会における令和7年度最適化活動の目標を設定するものとする。

事務局より説明をお願いします。

加藤局長

はい。それでは私の方からご説明させていただきます。

・「令和7年度最適化活動の目標の設定等」という資料がございます。

最適化活動について、目標を設定してホームページで公表して、目標に向かって活動していくということになっております。

では、昨年から変わった部分について、赤字で記載させていただいております。

資料3枚目、4枚目については、令和6年度の最適化の目標になっておりましたので、そちらと比較しながらご覧いただきたいと思っております。

時間の都合上、赤い部分、今回変わった部分についてのみ、ご説明させていただきますと思います。

まず、タイトルの部分を令和7年度に変えております。

同じく1番の部分、農業委員会の状況というところが6年4月1日現在から、7年4月1日現在となっております。

それから、2番であります農地農家の概要のところの右側であります。認定農業者の数については180という数字になっております。それから、認定新規就農者については3ということになっております。

それから、下の部分であります。耕地面積です。

こちらにつきましては、角田市農業振興公社と県の方でやり取りをしている数値で決めている数字でありまして、合計で言いますと4,151haであります。田んぼが、3,230 ha、畑が921 haであります。

めくっていただきまして、2番目になります。

2番 最適化活動の目標、1番の(1)の①現状および課題であります。管内の農地面積については、先ほどの4,151haであります。

それから、令和6年度までの集積した面積につきましては、2,681haでありまして、集積率にしますと64.6%ということになります。

それから、今年度の利用集積の目標というところで、②番になります。目標であります。

今年度の新規集積面積の目標につきましては285 haとさせていただきたいと思います。

この数字につきましては、令和6年度に新たに集積された面積が219 haありましたので、それを3割増しというところで、今年度の新規集積面積が285 haと目標設定をさせていただいたところであります。

その横であります。目標については2,966 haを目標といたしたいと思います。

集積率にいたしますと、71.5%という数字になります。

それから、(2) 遊休農地の解消というところであります。直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況であります。現状につきましては、1号遊休農地が、74 ha、そのうち緑区分については23 ha、黄色区分については51 haになっております。

②番の目標のところの一番下のところ、新規の発生遊休農地の解消であります。6 haの解消を目標にしたいと考えております。

6 haにつきましては、昨年度と同じ解消面積という設定がございまして6 haを解消していきましようということで考えております。

次のページであります。

(3) の新規参入の促進というところで、現状であります。令和4年、令和5年、令和6年と並んでおりまして、令和6年の部分であります。新規参入が1経営体で1.1haの面積が新たに結ばれた面積であります。

②番につきましては、その目標というところであります。目標につきましては、令和4年、令和5年、令和6年につきましては、42 haが、新規に権利移動があった面積でありました。平均した直近の3年間の平均が31haであります。

権利移動の目標面積については、31haを目標といたしまして、新規参入の方の貸付につきましては、下の部分の10分の1の面積を設定するということになりますので、3.1haを新規参入の目標といたしたいと考えております。

それから最適化活動の活動目標というところがあります。こちらの部分につきましては、(1) 1人当たりの活動日数については、昨年同様、月に8日を目標といたしまして、(2) のところに活動強化月間の設定目標というところであります。昨年につきましては地域計画の策定というところが入ってございましたが、今回は策定が終わっておりますので、活動強化月間の設定回数は3回というところは、昨年同様といたしまして、中身につきましては、9月に農地パトロールの実施に伴った遊休農地の解消に向けた耕作者への働きかけ、それから、12月には地域計画の検討会への参加、それから1

月には農地利用意向調査に基づいた遊休農地の解消に向けた耕作者への働きかけを行うということで3回、9月・12月・1月を設定目標とさせていただいたところであります。

というところで、令和7年度につきましては、本日承諾をいただきましたら、ホームページに掲載し、宮城県農業会議に報告するというふうな流れで進めさせていただきたいと考えております。

以上であります。

議長

局長より説明をいただきました。

これにつきまして、皆様の方からご質問あればお願いをしたいと思えます。

はい。山本重人委員。

山本重人
委員

はい。すいません。ちょっと聞き漏れたかもしれませんが、ちょっと教えて欲しいんですが、2ページ目の下のですね、最適化活動目標の一番下ですね。

2の新規発生遊休農地の解消ということで、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積6haと書いてあるんですが、これはどういう計算だったのか。もう一度教えてください。

議長
加藤局長

局長からお願いします。

前年度の令和6年度に新たに発生した緑区分の遊休農地の面積につきまして、その次年度にその面積と同じ数値を解消面積に設定するという決まりがございますので、その数値を記載しております。

山本重人
委員

分かりました。

次の質問ですが、先ほどの2ページの上のところにあります最適化活動の成果目標のところの(1)のうち、集積の表の下の※2と※3のところにある、農地の集積は経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積とありますが、この方はどういった方かというのを教えてもらえますでしょうか。

もしかして、後で出てくるあっせん譲受等候補者名簿のことを言っているのかどうかを知りたかったんですけれど。

加藤局長
山本重人
委員

すいません。ちょっと調べてご連絡させていただきます。

なぜこういう質問をしたかというのと、集積目標があるんですけれども、受け手の方に対するどういった支援があるのかとかですね、聞いておきたいなと思ったんですね。

誰か受け手がいないかっていうときに、こういう制度ありますよとか話を持って行きやすくなるのかなと思ったので、市としてはどういった支援があるのかなっていうのが聞きたかったわけです。

それから、1ページに戻りまして、認定農業者のところの数字が180と書いてあるんですけれども、あと新規認定就農者とかがあるんですけれども、その間にある基本構想水準到達者というのはどういう人なのかが分からないので、具体的に分かれば、教えていただきたいと思います。次回の時で構いません。

以上です。

議 長 今、山本重人委員から質問がありました件につきましては、次回の総会までに調べてきていただきたいと思います。

議 長 他にございますか。

（「なし」の声あり。）

ないようなので、お諮りいたします。

このような目標を設定することで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしということで、第119号議案について、目標を設定すると決定いたします。

議 長 以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。その他に入ります。

まず、局長からお願いします。

加 藤 局 長 一般社団法人宮城県農業会議「地域計画の実現による持続可能な農業農村をつくる宮城県運動推進要領の制定」について詳細説明。

議 長 はい。ありがとうございました。

今、局長から説明あったように、今までやってきている活動について、令和7年度から地域計画が策定されましたので、それに沿って活動してほしいということです。

私もその会議に出ていましたので、活動に関しましては、今、局長から話があったとおりですけれども、7ページの（8）委員の日常活動と活動記録の徹底ということで、ここに①、②、③ということで書かれております。

些細なことでも、農業委員としての活動をこまめに書いていただきたいということで、実績評価で報酬の方も変わってきますので、ぜひ、以前にお渡ししている記録の方法を、もう一度、確認していただきたいと思います。

それでは、次です。

農地転用申請に伴う全体委員現地調査当番表について ということで局長からお願いします。

加 藤 局 長 （全体委員現地調査当番表について詳細説明）

議 長 はい。よろしくお願いします。

次にクールビズ期間の設定についてということで、局長の方からお願いいたします。

加 藤 局 長 （夏期の服装について詳細説明）

議 長 次に、藤巻係長からお願いします。

藤 巻 係 長 （あっせん譲受等候補者名簿について詳細説明）

（令和7年度角田市農地利用状況調査員の推薦について詳細説明）

（宅地造成及び特定盛土等規制法について詳細説明）

議 長 はい。皆さんの方からございませんか。

遠藤信悦
委員長
議長

はい。遠藤信悦委員。

(農地利用状況調査委員の推薦について)

(全体委員現地調査当番表について)

次回総会の開始時間を変えてほしいとの意見がありますが、どのようにしますか。

(「午後4時から」の声あり。)

午後4時からということではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

では、次回の総会は、5月26日の午後4時からとしますので、よろしく願いいたします。

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは総会の一切を終了したいと思います。

閉会の挨拶を、阿部実職務代理人からお願いします。

阿部実職務
代理人

(職務代理人あいさつ)

午後3時50分終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和7年4月25日

議長

署名委員

署名委員